

●香川県告示第117号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。
平成5年香川県告示第283号（海岸保全区域の指定）は、廃止する。

令和2年4月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

沿岸名	漁港名	地区海岸名	海 岸 保 全 区 域
讃岐阿波沿岸	西浦漁港	西浦漁港（西浦地区）海岸	<p>1 指定場所 香川県高松市女木町字榎谷、與ノ浜地先</p> <p>2 指定区域 基点1から基点11までを順次に結んだ線、基点11と補助点5とを結んだ線、補助点5から補助点1までを順次に結んだ線及び補助点1と基点1とを結んだ線により囲まれた区域</p> <p>3 基点及び補助点の表示（座標は世界測地系により、角度の表示は、真方位とする。） 基準点 二等三角点 女木島 （北緯34度23分09秒. 0190、東経134度02分27秒. 2247） 基点1 基準点から16度02分、距離915.1メートルの地点 基点2 基点1から22度11分、距離14.2メートルの地点 基点3 基点2から18度08分、距離23.1メートルの地点 基点4 基点3から26度25分、距離41.9メートルの地点 基点5 基点4から53度57分、距離16.2メートルの地点 基点6 基点5から49度26分、距離5.3メートルの地点 基点7 基点6から16度15分、距離152.2メートルの地点 基点8 基点7から59度39分、距離4.2メートルの地点 基点9 基点8から106度20分、距離11.7メートルの地点 基点10 基点9から26度18分、距離7.9メートルの地点 基点11 基点10から16度21分、距離92.6メートルの地点 補助点1 基点1から211度26分、距離45.0メートルの地点 補助点2 基点1から278度20分、距離89.4メートルの地点 補助点3 基点7から307度07分、距離118.9メートルの地点 補助点4 基点10から331度03分、距離44.8メートルの地点 補助点5 基点11から286度04分、距離31.8メートルの地点</p>